

独占禁止法研究会第6回会合議事録

1. 日時 平成28年6月28日（火）10：00～11：15

2. 場所 中央合同庁舎第6号館B棟11階大会議室

3. 出席者

【会員】

座長	岸井 大太郎	法政大学法学部教授
座長代理	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会員	阿部 泰久	一般社団法人日本経済団体連合会参与
	井手 秀樹	慶應義塾大学名誉教授
	及川 勝	全国中小企業団体中央会事務局次長・政策推進部長
	大竹 たかし	シティューワ法律事務所 弁護士（オブ・カウンセル） 元東京高等裁判所部総括判事
	川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒木 麻実	公益社団法人全国消費生活相談員協会関西支部副支部長
	佐伯 仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	中原 茂樹	東北大学大学院法学研究科教授
	向 宣明	桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士（パートナー） 日本弁護士連合会独占禁止法改正問題ワーキンググループ 事務局長
	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授

【公正取引委員会】

杉本委員長，小田切委員，幕田委員，山本委員，三村委員

【公正取引委員会事務総局】

山田経済取引局長，藤本官房総務課長，杉山経済取引局総務課長，片桐管理企画課長，
向井官房参事官

4. 議題 論点整理

○岸井座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから独占禁止法研究会の第6回会合を開催させていただきます。

会員の皆様には、本日も御多忙のところをお集まりいただきまして、ありがとうございます

います。

なお本日、大沢会員、村上会員及び若林会員におかれましては、所用のため御欠席です。

さて、本日の第6回会合におきましては、これまでの研究会に提出された資料、会員やヒアリングに応じていただいた方々の御意見等を踏まえ、課徴金制度の在り方に関する論点整理を行いたいと思います。

本日の進め方ではありますが、まず事務局から、作成いただいた論点整理（案）及び会員から御提出いただいた意見について簡単に説明していただき、続いて論点整理（案）を基に、会員の皆様方で論点の整理を進めていただき、議論がまとまりましたら、論点整理の取りまとめをしたいと思います。

その後、日本経済団体連合会等から御要望のありました一般からの意見募集の実施についても御検討いただけたらと思います。

最後に、議論の進捗を踏まえつつ、今後の研究会の進め方、スケジュールについて御検討いただきたいと思います。

こういう形で進めたいと思いますが、特に御意見などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○向井参事官 事務局の向井でございます。

説明に入る前に、6月17日付けで経済取引局長に就任した山田から挨拶を申し上げます。

○山田経済取引局長 先般、経済取引局長に就任いたしました山田でございます。引き続き、よろしくをお願いいたします。

○向井参事官 続きまして、お手元の配布資料について確認させていただきたいと思います。

資料は3点ございます。まず資料1が論点整理（案）、次に資料2が本日御欠席の村上会員提出の意見書、そして資料3が、本日の阿部会員の発言の補足資料ということで、阿部会員から資料の提出がございます。資料はお手元にありますでしょうか。

あるようでございますので、論点整理（案）につきまして、事務局から説明させていただきたいと思います。

それでは、資料1でございます。

まず、頁をめくっていただきまして、目次に基づき、全体の構成を説明させていただきます。

第1として、「はじめに」ということで、なぜこの検討を始めたのかということをも

とめております。

第2としては、当然、制度改革につながる可能性もありますので、どういう問題があるのか、どういう手順でどのような点に留意して検討していくのかということをもとめております。

第3として、課徴金制度を見直すという場合には、どういう論点を検討する必要があるのかということをもとめていると、そういう構成になっております。

まず、第1でございます。

「はじめに」につきましては、第1回会合で事務局からも説明させていただいているところですが、課徴金制度は、昭和52年に導入されて、40年経っております。その間、経済はグローバル化・多様化・複雑化していることから、法律に基づき一律・形式的に課徴金を算定し、義務的に課すという現行の制度では、経済・社会環境の変化に対応できていない場合があるのではないかとというのが、問題意識としての第1点でございます。

2点目は、やはり諸外国の制度と比べまして、調査協力インセンティブに欠けている部分があるのではないかとということでございます。

3点目は、国際整合性にも欠けているのではないかとということでございます。

このような観点から、今年の2月に第1回会合を開催いたしまして、その後、関係団体、有識者からのヒアリングを含め、5回の会合を重ねてきたところでございます。

続きまして、第2でございます。

今までの研究会で明らかになった問題点を記載しております。

まず現行課徴金制度の問題点として、大きく分けて3つの観点から問題点を取りまとめております。

1点目は、硬直的な算定・賦課方式が、経済活動のグローバル化・多様化・複雑化に対応できていないのではないかとという問題意識でございます。

具体的には、頁をめくっていただきまして、2頁以降でございます。

まず1点目ですが、国際市場分割カルテルのような場合には、例えば、日本における需要者に対する売上げがない場合には、課徴金が課されないというような問題です。

国際カルテルは、いろいろな国の当局が規制をすることになりますので、そこで措置結果について比較がなされるということになりますが、そこで我が国の問題点が如実にあぶり出されてきたというものでございます。

その他の私的独占の事案であります。売上げがないということが理由で課徴金が課されないケースというものが生じております。

さらには、カルテルを行ったのですが、違反行為が終了した後に売上げが発生すると

いう場合にも課徴金は課せないということでございます。

観念的な議論かもしれませんが、企業グループ単位で事業を行うのが最近は一般的ですが、例えば売上げの無い持株会社がカルテルの会合に参加するというような場合には、売上げが無いということで、課徴金が課されないという可能性もあります。

2点目は、例えば現行の制度では、中小企業や業種に応じて、軽減算定率が設定されておりますが、実態を反映していない事業者がその恩恵を受けているのではないかという問題意識です。

3点目は、早期離脱に対して、課徴金の算定率を軽減するという制度が入ったわけでございます。これは、自主的に違反行為をやめていただくというのが制度趣旨でございましたが、現状では自主的ではなく、入札資格を失ったために談合の合意に参加できなくなったということで、課徴金が減額されてしまうというケースもあります。

一方で、主導的役割の場合には、課徴金の算定率が5割増しになっておりますが、例えば主導的役割というのは、カルテルの期間により、いろいろな役割があったり、全期間を通じて主導的な役割を果たしているわけではなかったり、いろいろなケースがあるわけでございますが、一旦主導的役割を認定されますと、全期間について機械的に5割増しが適用されることとなります。

その他、外国の競争当局による制裁金の対象となり得る海外市場で販売される商品の売上げも、機械的に課徴金の算定対象に入ってしまうという問題があります。

例えば、日本でカルテルをしまして、その商品が全世界に売られているというケースですと、いろいろな国の当局が制裁金、刑事罰を科すこととなりますが、そうすると企業にとって、もしかすると制裁金や課徴金が重複して課されているのではないかという負担感の問題です。

例えば、当局間の執行調整というやり方もありますが、これはなかなか刑事罰とか制裁金とか、それぞれ性質が違うものもありますので、現実的に難しいわけございまして、制裁金や課徴金の重複が起こらないような売上額の範囲を認定するというのが現実的な解決方法ではあるのですが、現行の我が国の制度では、そのような対応ができないということでございます。

私的独占のケースで、例えば研究開発をいたしまして、知的財産を獲得し、それを活用していたところ、その行為がライバル企業を排除したということで、競争制限的であるとして、排除型私的独占に該当するというケースも生じ得るわけでございます。

このようなケースは、例えばそういうビジネスモデルにおける知的財産の活用の契約条件といったものを修正させるということで競争政策の目的は達成されるわけござ

いますが、過去に同様の違反の摘発事例がないような場合でも、現行の我が国の独禁法ですと、違反行為と認定すると義務的に課徴金を課すことになってしまいます。そういうものに対しても、課徴金を一律に課す必要があるのかというような問題があります。

このように現行の法定化された算定方式に従いまして、課徴金を一律・画一的に算定・賦課するという制度が、経済の複雑化・多様化とグローバル化に対応できていない点があるのではないかという問題意識であります。

第2点は、現行制度でも課徴金減免制度は存在するのですが、我が国制度は、調査協力のインセンティブを高めたり、調査非協力のディスインセンティブを確保したりする機能が不十分ではないかという指摘があります。

課徴金減免制度を利用する事業者以外の方は、調査されたとしても、そのときに対応すればよいということで、日常的にコンプライアンス体制を整備するメリットがないのではないか。また、課徴金減免制度から漏れた方につきましては、調査協力してもメリットがありませんので、公取委と事業者の対立関係が生じてしまうという指摘もあるわけでございます。また、実態解明に時間が掛かってしまうということで、非効率ではないかという問題があります。

そのため、国際カルテルにおきましては、我が国ではなく、外国当局の調査への協力が優先されるというような指摘もあります。

このような問題点を解消するために、例えば課徴金制度を見直すことにより、調査協力のインセンティブや調査非協力に対するディスインセンティブを高められないかという問題意識です。

3点目は、諸外国との制度の比較で、制裁金制度は、ある程度、国際的には収れんしつつあります。それに比べて、我が国の制度は、やや特異なものになっています。そうしますと、グローバル企業間で不合理・不平等な結果が生じ、さらには、グローバル企業にとって、国ごとにコンプライアンス体制を整備する負担も大きくなります。

また、仮に日本の制裁金や課徴金制度が弱いということであると、我が国の競争法の執行力が低下し、我が国の市場への信頼が失われるという問題もあります。

以上を踏まえますと、ある程度諸外国で良いとされている制度を我が国に導入するというのも、一つの方向ではないかと考えます。

このような3点のカテゴリーに分類される問題点があり、それぞれを踏まえ、現行の課徴金制度の見直しを図ってはどうかということでございます。

次に、見直しの留意点・手順ですが、諸外国では、我が国でみられるような問題点があるかということでございます。

これにつきましては、4頁目の（1）でございますが、諸外国の制度はかなり柔軟な制度になっておりまして、こういう問題は余り発生しておりません。

このことから、我が国としても、諸外国の標準的な制度を参考としつつ、課徴金制度を見直してはどうかということです。

一方で、5頁目の「ただし」というところです。ここで、検討に際しての留意点を記載しております。外国の制度をそのまま移植するというのは非現実的であり、当然、我が国の制度に合うようなアレンジが必要です。

その際には、公正取引委員会による適正な運用が確保される制度とする必要があるということでございます。

例えば諸外国の制度ですと、当局に広範な裁量が認められていますが、日本ではどのように裁量の範囲を限定するのか。また、比例原則等の行政上の一般原則とどう調和させるのか、適正手続をどうするのか。当然、審査手続における実態解明の確保にも留意しながら、制度設計をする必要があります。

2点目は、法改正をする場合、当然、憲法上の要請とか、我が国の法体系・法理論に整合させる必要があります。

3点目は、大変精緻な制度ができたといえども、公取委と事業者の両方に負担が掛かる制度となりますと余り意味がないということでもありますので、当然、機動的な制度が求められるということでございます。

このような観点から、どういう制度が望ましいのかということを検討してはどうかということでございます。

そうしますと、いろいろな方法論があるわけですが、例えば欧州委員会のように、制裁金の算定に係る広範な裁量を認める制度というものもあり得ます。

一方で、算定方式を可能な限り法律に規定しつつ、法令の範囲内で、公正取引委員会の専門的知見により判断する余地を認める制度にするというような、いろいろなやり方があるのではないかとございます。

この研究会では、（3）に記載していますが、まず、現在発生している問題点をどう解消するのかということを検討し、その際に、諸外国の制度を参考としてはどうか。問題を解消する具体的な改正方法とは、当然、広範な裁量を導入するという方法もあるわけですが、一方で、先ほど申し上げました我が国の法体系との整合性等もありますので、まずは諸問題を解消するためにどのような方策があるのかということ、よく検討する必要があります。

具体的には、問題点に対応するために、例えば法定の算定賦課方式の要素・要件を追

加・削除するという対応も可能かと思えます。

他方、一度法律に書いてしまうと経済環境の変化に対応できないというような場合には、例えば具体的な内容は政令・規則に委任するというようなやり方もあろうかと思えます。

また、公取委の専門判断に委ねたほうがうまくいくのではないかという部分が仮にあるのであれば、そこは公取委の判断に委ねるような制度設計もあるのではないかと考えています。

このように、諸問題を解消するために、どういう制度設計がよいのかというところを、個々に各論で議論してはどうかというような形でまとめております。

検討の手順といたしましては、まずは事例の蓄積のあるカルテル等を規制しております不当な取引制限に対する課徴金の算定・賦課方式を検討し、その後、他の行為類型についても検討していく方向がよいのではないかと考えてございます。

以上が検討の留意点・手順ということで、これを踏まえて、具体的な問題を解消するために検討すべき論点を、6頁以降の「第3 論点」で取りまとめております。

論点はかなり広範にあるわけですが、最初に、課徴金の算定基礎をどうするのかというところから検討を開始していただければと思えます。

ここにつきましては、諸外国の制度を見ますと、「違反行為に関連する売上額」をベースとして、制裁金の算定基礎を計算することになります。これにつきましては、かなり柔軟に対応しているのが諸外国の制度でございます。

一方で、我が国の制度は、「関連する主な問題点」の最初の丸に書いておりますが、「違反行為による相互拘束の対象となった商品又は役務の売上額のみが課徴金の算定基礎となる」ということございまして、もともと不当利得の剥奪という観点から制度設計が始まったということもありまして、かなり精緻な形で課徴金の算定基礎となる商品・役務の売上額を認定する制度となっております。

しかしそのような精緻な認定には時間が掛かってしまいます。

これにつきましては、例えば諸外国のような柔軟な制度を導入するというのはどうかということございまして。

その他、例えば売上げが無い場合には、どの売上げを擬制するのかというような問題もあります。

こうした問題を解決するための方策につきまして、各論で細かく議論していただければと思えます。

一つの方法といたしましては、例えば対処規定を全て法律に書いて、公取委の専門判

断に委ねる部分をなくするというやり方もありますし、一方で、公取委の専門判断に委ねた方がうまくいくというようなケースもあり得ると思っております。

ここでは売上げをどう認定するか、事業者と公取委のどちらにとっても負担が少なく、合理的な結果となるような方法はどのようなものかということ、各論で細かく検討していただければと思っております。

これと連動するのが算定期間の問題です。

現行制度は、違反行為期間中の売上高を精緻に検討して算定するという制度でありますので、法定帳簿の保存期間といった制約がありまして、算定期間は3年という形で限定されております。

一方で、売上げにつきましても、やや柔軟な制度を作ることになりますと、必ずしもその帳簿の保存期間、これは原則、税法上では7年とされておりまして、例外的に長いものもありますが、そういうものに制約されることもなくなるのではないかと考えてございます。

算定期間の上限のない諸外国でどのように算定しているかといいますと、例えばEUでは、違反期間の最終年度の売上げに違反期間の年数を乗じるという方法が採られています。

例えば、ある商品の前年の売上げが100億といたしまして、10年の違反期間があるとしますと1000億が課徴金算定のベースとなります。そのベースの売上額に算定率を掛けまして、課徴金・制裁金の基礎額を算出するというようなやり方です。

そうしますと、特にその期間につきまして、帳簿の保存期間との関係で、3年に限定するという必要性もなくなるのではないかと考えられます。

一方で、長い期間となりますと、当然影響が出てくる可能性もありますので、それをどうするのかというところは、今後、各論会合で御議論いただくことになろうかと思っております。

続きまして、基本算定率でございます。これにつきましても、いろいろ議論があるわけでございますが、まず基本算定率といたしましては、どのような根拠から導かれるのか、その性格論につきまして各論で御議論いただきたいと思っております。

例えば、違反行為の抑止を課徴金の性格とするならば、売上げの100%を課徴金額にするというような規定の仕方もあり得ると考えられます。

一方で、当然、違反行為の抑止のために必要な範囲として率を設定するというようになりますので、おのずと限度があります。

どのような水準が行政処分として課す課徴金として妥当なのか、改めて各論で御議論

いただければと思っております。

現行制度では、全ての違反行為につきまして、それぞれ画一的に算定率が決まっております。これは不当利得との関係で決まっているということでありまして、そうしますとやや柔軟性に欠けるということもありますので、こういう制度の在り方も、各論会合で御議論いただければと思えます。

続きまして、8頁目でございます。

算定率について、例えば個別の事案に応じて決めるのか、固定なのかというような議論があると考えております。

例えばEUでは、カルテルの場合、売上高に乗じる算定率は30%以内で個別の事案に応じて決めるということがガイドラインで定まっております。実務上は15%から25%の間で決めているということでございます。

例えばカルテルにつきましては、一律何%という形で固定がよいのか、EUのような制度がよいのか、各論会合で御議論いただければと思えます。

続きまして、業種別算定率については、卸、小売、その他の業種によりそれぞれ利益率が異なるということで、算定率に差が設けられておりますが、法人単位で業種を選択するという現行制度ではなかなか正しい判断がしづらくなってきているという実態に照らしますと、そもそも業種による差は必要なのかという議論をしてはどうかと思っております。

仮に必要な場合には、どう制度設計をするのかということになります。例えば業種の認定につきまして、公取委の専門判断に委ねるのか、法律に細かく規定するのか、いろいろなやり方があるかと思えますが、これも各論会合で御議論いただければと思えます。

中小企業も同様であり、中小企業でそもそも軽減率が必要なのか、必要な場合には、中小企業ではないような大企業の子会社等が対象となっているケースもありますので、そういうものをどのように取り扱うのか。例えば、中小企業の定義を法律にどう書いていくのか、公取委の専門判断に委ねるのか、そういうことにつきまして、今後、御議論いただければと思えます。

以上のように、算定基礎とする売上額、期間、算定率が決まると、その後、課徴金の加減算を行うのかという問題があります。

加減算を行う場合、それがどういう性格のものかということをもまずは検討してはどうかと考えております。9頁以降でございます。現行制度でも加減算という形で説明されることがあるのですが、法律上は加減算ということではなく、例えば主導的役割や違反

行為を繰り返した場合には不当利得が高まるのだということで、そういう観点から、例えば15%とか20%とか算定率が定められています。

そのような性格付けをするのか、それとも、基礎額として決めたものを政策的に加減算して修正するという位置付けなのか、改めて各論で御議論いただきたいと思っております。

その場合、どういう事由を加減算の対象とするのかということも御議論いただければと思います。また、これにつきまして、例えば法律で全て決めてしまうのか、例えば一部につきましては、政令・規則に委ねるのか、例えば加減算の率というのは、公取委の専門判断に任せるということで上限だけ決めるのか、それとも一律に決めるのか、いろいろなやり方があるかと思っておりますので、これについても、どういう制度が必要なのか、我が国の制度上許容されるのか、そういう観点から御議論いただければと思います。

続きまして、調査協力インセンティブということですが。調査協力度合いも加減算の一つの要素ではありますが、調査協力インセンティブや調査非協力に対するディスインセンティブを高める視点から、今回の主眼の一つとして、深掘りして御議論いただければと思っております。

まずは、この調査協力の度合いによる加減算というのは、どういう法的な位置付けになるかということを検討してはどうかと考えております。

続きまして、その調査協力で加減算をする場合には、調査協力、非協力とは一体何なのか、ヒアリング等ですと、調査協力以外は全て非協力なのかというような議論もありますので、どういう場合が調査協力、どういう場合が非協力なのかというところを明確に定義する必要があるのではないか思います。例えば、調査協力を、公取委の違反行為の立証に貢献する資料を提供したというような形で定義するのか、公取委が認定した事実を認めるとか、自身の行為の違法性を認めることまで含めるのか、いろいろな調査協力の程度を測る要素があるかと思っておりますが、どのようなものが妥当なのかということも今後、各論会合で御議論いただければと思います。

こういう制度を導入いたしますと、例えば公取委の審査方針に迎合せざるを得なくなるのではないかとか、調査協力ということで広い情報を当局に提供しますと、違反と関係ない事業者まで調査対象となるのではないかという問題点が指摘されているわけがございます。

また、違反事業者と実際に関与した従業員との間の利益相反をどうするのか。さらに、検査妨害罪が別途ありますので、例えば調査非協力で課徴金を増額するという場合には、その検査妨害罪と課徴金増額との関係を法的に整理する必要があるのではないかとい

う問題点もあります。

こういった点について、今後、各論会合で細かく御議論いただければと思っております。

調査協カインセンティブを高める具体的な方法論といたしまして、課徴金減免制度を拡充するというやり方もありますし、課徴金減免制度にプラスして調査協カインセンティブを高める制度を設けるというやり方も考えられます。どちらがより調査協カインセンティブを高められるのか、そういう観点から御議論いただければと思っております。

続きまして、課徴金減免制度それ自体についてでございます。これにつきましても、現行制度の問題として、順位を重視して機械的に適用が決まるという点がございます。導入当初は、司法取引と区別をするという意味からも、公取委の恣意的な判断がないように、機械的に順位を決定する形になっております。しかし、そういう制度ですとなかなか十分な協力が得られないというケースもありますので、例えば順位だけではなく、提出された証拠の価値に応じて、減免の適否や減額率を決めるという制度も、諸外国の制度を踏まえるとあり得るのではないかと、さらには、一定の期間につきまして協力義務を課すというようなやり方、これも諸外国で導入されておりますが、こういう制度もあるのではないかと考えております。

課徴金減免制度は、導入されて10年たっておりますので、これにつきましてもこの際、どういう制度が望ましいのかということ、改めて各論会合で御議論いただければと思っております。

続きまして、和解制度でございます。和解制度は、EUにおきましては最近導入された若い制度であります。どういうものかといいますと、当局が和解に適する事案であるかを判断した上で協議を開始し、そこで事業者が違反行為に係る事実認定及び処分内容を争わないということを出して、それを当局と合意するという場合には、行政処分に係る手続を簡略化した上で、制裁金を減額するという制度です。こういう制度を我が国に導入する必要性、許容性があるのかということを検討いただければと思っております。12頁以降でございますが、もちろん、こういう制度となりますと、例えば裁判を受ける権利等を法律で制限するという制度にもなり得ることから、そもそも憲法上可能なのかという問題もありますし、導入する場合には、例えばどういう行為を対象とするのか、協議の開始や合意の時期とか、制度の適用要件、手続をどう設計するのかという御議論が必要になってくると考えております。

続きまして、第6でございます。

以上のように、ある程度、算定方法や制度の枠組みができますと、それにつきまして

法律等にどう規定するのかという議論がございます。

例えば諸外国ですと、法律に書いている事項はほとんどなく、法定されていない事項については例えばガイドライン等で明らかにするというやり方をしているわけがございます。

そういう制度であれば柔軟な運用が可能ではあるわけですが、一方で運用の仕方次第では恣意的な運用となる可能性もあり得ます。そういう制度が我が国で認められるのかどうかという議論もありますので、その算定方法をどこまで法定化する必要があるのかということのを改めて検討していただきたいと思っております。

これにつきましても、例えば、やはり法定化をするという方法や、一方で、一度書いてしまうと経済や社会の変化に対応できないという場合には、政令・規則に委ねるというやり方もあるのではないかと考えております。

続きまして、課徴金の賦課要件でございます。

現行法では課徴金対象となる違反行為がありますと、公取委は義務的に課徴金を課すということになっております。しかし、諸外国ですと制裁金を賦課「できる」というように、裁量的になっております。

これにつきましても、どうするのかということでございます。公取委が必要と認めた場合に課徴金を課すという制度もあり得ますし、基本は義務的に課徴金を課す制度として、例えば一定の要件に該当した場合のみ課徴金を課さないというようなやり方もあるのではないかと考えております。

これにつきましても、全て義務として課徴金を課す必要があるのか、課徴金を課さないことができる制度とする必要があるのかというところを検討いただければと思っております。

以上が、不当な取引制限に係る課徴金の算定・賦課の枠組みを検討する際の論点です。

これを各論会合で御議論いただきますと、当然ある程度の枠組みが出てきます。そうしますと、それに対応した行為類型による相違という問題が13頁の2以降で出てくるわけです。

現状は行為類型ごと、つまり不公正な取引方法や私的独占ごとに算定方法が法定されています。

これまでと同様に行為類型ごとに規定するのか、それとも不当な取引制限の規定をそのまま他の行為類型にも適用するというやり方もあろうかと思えます。

あとは、不当な取引制限や支配型私的独占には対価要件がありますが、こういうものを残す必要があるのか。そもそも全ての違反行為類型を課徴金の対象とする必要はない

のかというような問題点もあるわけでございます。

続きまして、例えば不当な取引制限とは若干毛並みの違う制度も課徴金の対象となっているという議論もありますが、それにつきましては、行為類型特有の事情がありまして、例えば特有の制度を設ける必要があるのではないかとということでございます。

こちらは全国中小企業団体中央会からのヒアリングでも出ておりましたが、例えば優越的地位の濫用に対する課徴金をどうするのかということでございます。被害者が特定できる場合であって、被害者に対して損害を賠償したときには、それを配慮して課徴金額を決定するというやり方もあるのではないかと思います。立法例といたしましては、最近導入された景表法の例のように、自主的に申告をした場合には、課徴金を半額減額するというような制度もあるのではないかとということでございます。

この他、事業者団体が競争制限をするという行為も独禁法の8条で規制しているわけですが、その場合には事業者団体が違反行為主体であるものの、課徴金納付命令は構成事業者にするわけでございますが、そういう制度を維持する必要があるのかどうかというところも、改めて御検討いただければと思います。

以上のように、問題を解消するための課徴金の算定方法というのが、ある程度、検討されるわけでございます。

その後、そのような在るべき制度が現行の課徴金制度の性格付けと整合するのかどうかということを、検討する必要があるのではないかと考えております。

そのためには、まず課徴金制度というのはどういう位置付けなのかということを、導入から40年経っておりますので、導入当初からどういう性格付けがされていて、仮に性格が変わっているのであれば、どういうふうに変わってきたのかということを検証いたしまして、現行課徴金制度の性格はどのようなものなのか、それと今まで検討した算定・賦課方法は整合するのかどうかということを、改めて検討してはどうかと考えています。

その検討の際には、刑事罰との関係や、次の頁でございしますが、民事訴訟との関係につきまして、憲法上の問題等との調整が必要になるのか、ならないのかというところも御検討いただければと考えております。

続きまして、14頁の4の、調査妨害行為に対するペナルティーです。

例えば調査妨害、調査非協力に対して、課徴金の増額をするという対応もあるわけですが、一方で、諸外国ですと、課徴金の増額以外にも、調査妨害行為自体に制裁金を課すとか、いろいろなペナルティーがあるわけでございます。

そういうものを導入する必要があるのか、ないのかということをご各論で御議論いただければと思います。

こちらは日本経済団体連合会からのヒアリングの際にも、アイデアとして出されましたが、例えば調査妨害行為自体に対する課徴金制度の導入とか、検査妨害等の罪に証拠隠滅等の行為を追加するとか、検査妨害等を使いやすいように、例えば公取委が告発方針等を出すとか、いろいろなアイデアがあるのではないかと考えております。

調査非協力ということで課徴金を増額するという以外にも、調査妨害行為に対するディスインセンティブを高める制度としてどういうものがあるのかということも検討する必要があるのではないかと考えております。

続きまして、5の新制度に見合った手続保障でございます。

以上のように、ある程度、課徴金の枠組み、調査妨害に対するペナルティーというものが確定しますと、手続保障についてもそれに応じたものはどのようなものかということを検討することになります。

例えば事前手続におきましては、現行の意見聴取手続というものがありますが、現行制度以上に手続保障を拡充すべき部分があるのかどうかということでございます。

諸外国との比較で言いますと、例えば競争当局が持っております全ての証拠に事業者がアクセスできるというような運用もありますので、そういう運用が実務上可能なのかどうかということの御議論も必要かと思えます。

課徴金納付命令という形で最終的に命令を出すわけですが、その中で例えば課徴金の算定根拠とか、どういう形で課徴金額が決まったのかというのをどこまで詳細に書くのかという点についても御議論いただければと思っております。

続きまして、防御権でございます。

新制度を導入することにより調査協力インセンティブが一定程度高まるということになりますと、それに応じた防御権がどういうものになるかということをお議論いただければと思っております。

ここにつきましても、例えば実態解明への影響がないのか、防御権があることにより実態解明を促進するのか、いろいろな立場の御意見があると思えますので、そこにつきましても、どういう制度設計であれば、調査協力インセンティブに対応した防御権として適切なのか、それが実態解明機能にどう影響するのかというところを具体的に御議論いただければと思っております。

その際には、国内制度の整合性というのも当然ありますし、諸外国における制度についても当然、留意する必要があるかと思えます。

最後に、全体の検証ということでありまして、課徴金の水準をどうするのかです。例

えば仮定の話ですが、課徴金の算定期間の3年という上限を撤廃いたしますと、課徴金の額がかなり大きくなってしまいう可能性があります。そうすると、場合によっては、前年の売上額が全部取られるということも観念的にはあり得るわけでございます。

そうならないように、例えば一定の上限を設けるということも考えられます。EUですと、前事業年度の全世界における総売上高の10%が上限となっておりますが、そういう上限を設ける必要があるのかということです。

続きまして、課徴金の透明性・機動性ということでありまして、仮に全て法定化されることになれば、予見可能性を高めるガイドラインを設ける必要は余りありませんが、一方で公取委の裁量、専門的判断に任せるといった部分が残った場合には、どういう考え方をするのかというガイドラインを策定することも必要となり得ますので、透明性や機動性を確保するためにどうするのかということを検討いただければと思います。

最後に、全体検証といたしまして、我が国の法体系に合っているか、課徴金制度全体、独禁法全体との整合性が図られているのかということをお検討いただければと思っております。

このように、論点につきましては、各論会合で議論すべき問題点というのをまとめておりますので、特に皆様におかれまして、いろいろな立場を代表した特定の意見や方向性があるとは思いますが、それにつきましては、今後各論で御議論いただくということで、事務局としては今回は記載せずに論点整理（案）を作成いたしました。

続きまして、資料2といたしまして村上会員から御意見が提出されておりますので、簡単に説明させていただきたいと思っております。

具体的には、資料2をお読みいただければお分かりかと思いますが、まず、カルテルにつきましては上限金額を売上高算定率20%、基準売上高算定率を10%として、多数の考慮要素を明記した上限方式の裁量型課徴金を導入する。

排除型私的独占を含む私的独占につきましては、上限算定率を売上高算定率3%程度とする裁量型課徴金に変更して、その場合、公取委は3%、1.5%、0%の算定率を乗じた額の課徴金を課することができるようにすべきである。

不当な取引制限につきましては、カルテル以外にも、共同の取引拒絶等を対象行為として含むということでありまして、その場合のカルテル以外の違反行為につきましては、売上高算定率3%程度を上限といたしまして、公取委が3%、1.5%、0%の算定率を乗じた額の課徴金を課することができるようにする。

「要するに」とまとめられておりますが、EU競争法と同様に3条違反行為全てを裁量型課徴金制度の対象行為とする上限方式の裁量型課徴金制度を設けるべきであると

いう意見です。

したがって、論点整理において、排除型私的独占とカルテル以外の不当な取引制限に該当する行為について、裁量型課徴金制度の対象行為にすることを取り上げるべきであるということです。

また、内閣府で開催された独占禁止法審査手続についての懇談会報告書では、①大陸法系の裁量型課徴金制度の導入と、事情聴取時の弁護士立会い・弁護士顧客間の秘匿特権付与という防御権の保障の実現を見合わせたので、この研究会を通じて、双方を実現することが望ましいということという意見です。

村上会員の詳細につきましては、別添の論文も提出されておりますので、そちらも御参照いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、事務局で取りまとめさせていただきました論点整理（案）の内容と、村上会員提出の御意見です。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局に作成いただいた論点整理（案）に記載された論点について、修正あるいは不足の論点の追加、不要な論点の削除といった点、また、そのみならず、現行課徴金制度の問題点、見直しの留意点・手順等の前提部分も含めて、会員の皆様に十分に御議論いただければと思います。

また、論点整理（案）に記載された論点に対しての御見解や今後の検討方法に関する御意見、御要望などについても適宜御発言いただければと思います。

それでは、日本経済団体連合会の阿部会員から提出された資料があり、御本人がいらっしゃいますので、まず阿部会員から御発言をお願いできればと思います。

○阿部会員 お手元の資料3でございます。議論の節目だと思いましたので、あえて紙を出させていただいております。

大きく2つございます。1つ目は、この今の案についてやや異議ありということで、両論併記にしてほしいという意見です。これが1頁目であります。

3点ございまして、1つは審査手続の適正化についてです。今日の資料1でも14頁に書かれているわけではありますが、私ども、こういうことは当然必要だという以上に、課徴金制度の見直しを行うのであれば、まずは審査手続の適正化が先行すべきであり、少なくとも同時決着であるべきだと思っております。

このようなタイミングの問題も含めて、はっきりと書いていただければと思います。これが1点目です。

2点目は、今日の資料1であれば、2頁目に書かれておりますような現行の課徴金制

度の限界とか問題点の事例でございますが、これは必ずしも裁量型と関係ないであろうと思います。今の仕組みの欠陥であることは間違いないわけではありますが、課徴金を裁量制にすれば直るという話ではありません。少しここの整理は乱暴ではないかということでもあります。

現行の課徴金制度を前提としながら、きめ細やかに対応していけば、克服できるものもかなり入っていると考えております。

それから3番目でございますが、やはりこれからどのようにして調査協力をきちんと課徴金制度の中に織り込んでいくかということが大事かと思っております。その際、やはり、特に弁護士・依頼者間秘匿特権の問題でありますとか、弁護士の供述聴取時の立会いでありますとか、そういう審査手続、防御権の確保というのは非常に重要になるかと思っております。

この3点につきましては、少し書きぶりを改めていただくか、あるいは別論でもいいですから、併記していただきたいということでもあります。

2頁、3頁目は、こういうことも書いたらどうかという話でございます。そんなに細かくお願いするつもりはないわけではありますが、気が付いたことを挙げております。

例えば売上額の算定期間につきましては、現行制度を見直すという議論になっていますが、本当に3年間では足りないという事例はどのぐらいあったかということ、まず検証してほしいということでもあります。

それと調査協力インセンティブと防御権の関係、ここにつきましては、やはりもう少し掘り下げて、これから検討すべきでありますし、現状でも論点として書く必要があるかなと思っております。

そのほかいろいろ書いてございますけれども、今回の論点整理というのは、ある意味で今までの検討の節目だと思いますし、これからの検討の中で、たたき台になるものかと思っておりますので、私どもといたしましては、何らかの形でこれを世の中に広く公開して、いろいろな方の御意見を伺ってはどうか、つまり、パブリック・コメントという手続を実施したほうがよいのではないかと考えています。

以上であります。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

それでは、今、阿部会員からお話があった点も含めて、皆さんに御意見、御要望その他、自由に御発言いただければと思います。どなたからでも構いませんので、いかがですか。

それでは、私の方から、誤解があるといけませんので、この論点整理という形でまと

めたこの文書の性格について、いろいろ事前に説明を受けておりますので、簡単に議論の前提ということで説明いたします。何か特定の意見を言おうという趣旨はございません。

以前に宇賀先生が座長を務められていた内閣府の独占禁止法審査手続についての懇談会の論点整理を、改めて拝見させていただいたのですが、これと比べると、どちらが良いかとかいうことではなくて、かなり論点整理の性格が私は違っているなと思えました。前の内閣府のときは考慮事項という形で、かなりいろいろ意見が中に書き込まれていたわけですね。

私はこういうやり方はもちろんあり得ると思うのですが、これは少し書き過ぎではないとか、そういうような意見もあったりしまして、今回は、御覧になると分かりますように、何か特定の考慮事項というような意見を書いて、これから話すのだというような形にはしておらず、正に文字どおりの論点整理でありまして、これから議論する項目を、今までのヒアリングで出されたものを、ある意味で非常に忠実にというか、的確にというか、拾って並べたという、そういうことだと思うのです。

ですから、これからの議論の論点の提示でありまして、何かそれについて、こういう形でやらなければ駄目だとか、そういうようなことを言っているわけではないので、記述の仕方を御覧になっても、必要性及び許容性はあるとか、それから、「他方」とか、あるいは「仮に」とかというような形で、そもそもその可否自体がどうなのですかというのを問うているということ、それから、「他方」とか「仮に」ということで、複数の考え方はいろいろあり得るので、それをどういうふうにするかは、これからの議論で考えていきますという、複数の考え方を例示という形で併記しているということで、これはそういう性格のものだというふうに、私も、この論点整理というのを受け取っております。その辺を論点整理の性格ということで、私が気が付いた点を最初に申し上げさせていただきました。

その上で、私はこういう性格の論点整理だという認識なのですけれども、そうではなくて、もっとはっきり一定の方向を打ち出すべきだという意見ももちろんあるでしょうし、そういうことも含めて、この論点整理についての意見をお話しただけであればというふうに考えております。

よろしいでしょうか。

では、及川さん。

○及川会員 今、座長がおっしゃったように、こういう形の性格だということで、理解はいたしました。なおかつ、その論点整理ということで、今までの論点について細かく取り上げて

いただいております、今まで私どもが申し上げたことが落ちているということがないと評価します。

他方、このような形で整理したときに、この目次でもお分かりになるように、私どもが今回の見直しのときに防御権がセットだということを強く主張させていただいたのですが、防御権は5の(2)に記載されており、今後の検討に当たりまして、例えば上から論点整理をされたときに、この防御権のところにより時間が取れなくなり、残り議論ができなかったということがないように、進めていただきたいと思います。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがですか。

では、向会員、どうぞ。

○向会員 ありがとうございます。

まず、今、及川会員がおっしゃったことの繰り返しになってしまうのですが、論点整理案自体については既におおむねまとめていただいておりますことを踏まえ、本日確認させていただければと考えます事項の主な部分は、今後どのように議論を進めていくのかというところが中心になるように思っておりまして、どの論点についても、しっかりした時間が確保されるように、これから何回の会合を開いて、その何回目ではどこを議論するのかということのイメージを確認させていただければと思っております。

他方で、例えば論点整理の5の(2)という、ただ今、及川会員からも御指摘のあった論点は、論点整理の1の(4)、頁でいいますと10頁辺りになってくると思うのですが、調査協力の度合いに応じた加減算を行う場合に考えられる懸念事項についての議論と相当程度密接に関連する部分があるかと思っております。そうしますと、この例に限られるものではありませんが、一方で、各論点ごとに予定日を設けつつも、他方で事実上、その予定より前倒しで議論が行われるなど、論点相互の相関を前提とした柔軟な進め方も認めていただかざるを得ないだろうと思っておりますので、その辺りを御整理いただければと考えております。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがですか。

今の点について事務局、何かありますか。

○向井参事官 スケジュールでございますが、今後、座長と相談させていただきたいと思っておりますが、今考えておりますのは、一般からの意見募集につきましては後でまた御議論いただくこととなりますが、仮にもし広く意見を募集するという手続を夏の間を実施するということとなりますと、次の各論の検討につきましては9月下旬からスタートということにな

ろうかと思えます。

そして大体、月2回ぐらいのペースで御議論をしていくということになるろうかと思えます。

論点整理としてまとめたものにつきましては、大体5回ぐらい各論の会合を開催して、御議論していただくことになるのではないかと考えております。

もちろん、及川会員や向会員からも御意見がありましたとおり、議論が不十分で取りまとめるということとはよくないと思えますので、当然、議論をし尽くしてまとめていただくということで、スケジュールについては、現時点で事務局として考えているというものでありますので、今後、予定よりも延びるということもあり得ると考えております。

○岸井座長 どうもありがとうございます。

○向会員 もう一点よろしいですか。

○岸井座長 はい、どうぞ。

○向会員 その各論の議論を行っていく際に、例えば現行の制度や、その運用の中で、今回の見直しの対象にはなっていない部分と、今回見直そうとしている部分が、どのように整合し得るのかというようなことも、その議論の対象に入ってくるように思っておりまして、そういった部分について、必要に応じて、この研究会の事務局を通じて、公正取引委員会としてのお考えなどを御紹介いただくというようなこともあり得るのでしょうか。

○岸井座長 それは議論の進め方で、全く排除するものではないと思えますけれども、ただ、ある論点と関係するということで、更にこれを調査してどんどん広げていくという、それが際限なく広がっていくようなことになると、そもそもこうやってある程度スコープを決めて議論を始めたということから外れてしまうと思えますから、それはケース・バイ・ケースで対応するということになると思えます。

事務局のほうはいかがですか。そういうような形でよろしいですか。

○向井参事官 はい、結構でございます。

あとは、実務的な対応であるとか、検討に資するというものがあると思えますので、そういうものにつきましては、適宜、事務局から情報提供させていただきたいというふうに考えております。

先ほども、例えば3年を超える違反事例があるのかとか、そういうようなこともありますので、各論会合で御議論いただくためのバックデータの的なもの、具体的な運用の状況などは事務局の方から適宜情報提供させていただきたいと考えています。

○岸井座長 どうもありがとうございます。

ほかに何か御意見があれば遠慮なくどうぞ。

それでは、阿部会員から出されたこの意見ということで、書き方としては併記すべきだとか、あるいはこれを追加すべきだというような形で書かれているのですけれども、先ほどお話ししましたように、論点整理の性格が特定の意見を書くという形ではないので、むしろこれは各論でいろいろと議論をしたいと考えております。いかがでしょうか。

○阿部会員 あとは座長にお任せいたします。今後、こういう意見を述べていくという予告編だと思って見ていただければ結構です。

○岸井座長 そんな形で受け取っていけば、よろしいですか。分かりました。

それでは、ほかに何か御意見ございますか。よろしいですか。

では、泉水先生。

○泉水会員 基本的には、ここに書かれているとおりで結構だと思いますし、これでよいですけれども、私の考えでは、もう少し記述があってもいいかなという点について、あるいは単なる確認なのですけれども、申し上げさせていただきますと、この問題の中心は国際的な整合性の問題もありますが、日本の独禁法の課徴金制度が40年前にできてから随分時間が経ってしまったということです。

とりわけ、40年前には課徴金制度は日本が最先端だったと思うのですが、その後アジアの発展途上国も含めて最新の制度が導入されてきて、それによって日本は周回遅れどころか何周か遅れてしまったという状況にあると思います。特に不当な取引制限に係る課徴金制度というのは、そういう性格が強いと思うのです。不当な取引制限の課徴金制度は正に40年前にできて基本的部分はそのままだに現在に至っているものです。

他方では私的独占、とりわけ排除型私的独占とか不公正な取引方法とか、あるいは独禁法ではありませんが、景品表示法の課徴金制度というのは非常に新しいものになっていて、洗練されてきていると思うのです。

そういう意味で不当な取引制限については、やはり40年前には本当に一生懸命議論されたのだと思うのですが、今から見ればやはり我が国の他の制度との関連性でも、やや余計な記述があったり、余計な要件が置かれているように思いますので、例えば当該商品・役務の要件とか、「実行としての事業活動」といった要件などは、本当に必要なのかというような論点もあるべきと思います。

そういう意味で、我が国における制度について最新の制度との関係でも比較するという点も、この機会に、そういう我が国の最新の制度との整合性も考えてはどうかと考えます。

細かい点で申し訳ありませんけれども、例えば村上会員が提出されているように、課徴金額に上限を設けて、他方では、単独行為については課徴金の基準額を減らすという

のであれば、課徴金の基準額そのものがどうなるのかという論点もあって、これについてはもちろん論点の中に入っているのですけれども、明示的に、金額を幾らにするのかという論点は出ていませんので、もし村上会員の御意見のような論点が入るのであれば、例えば諸外国との整合性の観点から言えば、10%ではどうなのかという論点も示されるべきだと思います。その辺りは、もし入れられるのであれば入っていたほうがよいというような気がいたします。

それから、最後ですけれども、以前に出てきましたが、現在の供述聴取を中心とした制度ではなくて、報告命令を中心とした制度に変えてはどうか、変えるべきではないかというのが非常に大きな論点としてあると思いますが、それはここには入っていないような気がいたします。それも少し検討して、もちろん報告命令を中心にした場合には、多分、我が国の制度の下ではいろいろな弊害が出てくるかもしれませんので、それについてどう考えるかとか、報告命令に従わなかった場合には、例えば刑罰ではなくて、課徴金を導入するというような論点も、これは先ほどあったと思いますが、そういう論点もありますので、そういう手続面についても、もう少しあってもいいのかなと思います。どうしても入れろという趣旨ではありませんので、基本的にはこれで結構だと思います。

○岸井座長 はい、分かりました。

ということですが、今の点、いかがですか。

○向井参事官 特に各論では、今の点も含めて、一緒に御議論いただければと思っております。

○岸井座長 よろしいでしょうか。特に問題ないですか。

ほかに、個々の論点で具体的に記述されていないものもあるのですけれども、細かく言うといろいろ出てくるのですけれども、ある程度、大きいくくりの論点で、そこで例えば今の上限の話などは、算定率の話のところ具体的に議論できると思いますし、そういう形で特に細かい項目が挙がっていないものも含めて考えるという、そういう趣旨で御理解いただければと思います。

よろしいでしょうか。特にないですか。

それでは、自由討議ということで、もう少し時間は予定していたのですけれども、一応これで特に御意見がなければ、何か文章で修正とか、論点整理ということですので余り細かいことを言っても仕方がないと思うのですけれども、どうしてもここだけはということがもしなければ、「てにをは」などを少しこれから直させていただくことはあるかもしれませんけれども、私の方に御一任いただいて、必要最小限の「てにをは」の修正などもし後から出てきたら修正するというので、後で事務局から電子メールで皆様に最終版を確認のために送付して、同意を得てこの論点整理を確定するという、そうい

う手順を進めたいと思うのですけれども、それでよろしいでしょうか。

向さん、どうぞ。

○向会員 この後、御議論いただくのかもしれませんが、パブコメのお話というのはどうなりますか。

○岸井座長 それについては、事務局のお考えを説明していただけますか。

○向井参事官 ヒアリング会合で、日本経済団体連合会や全国中小企業団体中央会からも御指摘がございましたが、論点整理（案）につきまして広く意見を求めるべきではないかということでございます。

今、御議論いただきましたように、新たな論点を追加するという意味の意見募集ということは、現時点でも特に追加や削除の意見もなく、必要はないと思っています。

一方で、各論点につきましては、今後、各論会合で御議論していただくということになりますので、例えば広く各論点につきまして、具体的にどういう方向がいいのか、具体的な制度設計はどうか、例えば関連する情報は、諸外国にはあるのか、ないのか。そういう具体的な情報を広く一般から求めるということは意義があるのではないかと考えております。

それを取りまとめて、研究会の各論の会合に御報告いたします。それを踏まえて、実際の各論につきまして議論していただくということは、我々は有益だと思っております。

皆様の御了承が得られましたら、本日の論点整理（案）の、（案）が取れたものについて、事務局で7月中旬ぐらいに広くその意見を募集する手続を開始いたしまして、1か月半ぐらいあると思いますが、8月末を期限といたしまして、広く論点に対する具体的な意見を求めてはどうかというふうに考えております。

それを取りまとめまして、9月末以降の各論会合の議論に報告し、それを踏まえた御議論いただければというふうに考えております。

○岸井座長 今回は、先ほど言いましたように論点整理で、何か特定の方向をはっきり出すという形のものではないですから、論点整理自体はもうここで御承認いただくという形にして、その論点整理のいろいろな論点について、広く国民の皆さんにいろいろな意見を出していただいて、そうすると9月以降からの議論、討論も非常に幅ができるというか、重要な資料にもなると思いますので、そういう形を考えているということでもよろしいですね。

○向井参事官 はい、結構です。

○岸井座長 それでは、具体的に今、少しお話しいただいたので、改めて繰り返しになってしまいますが、一般からの意見募集を今説明があったような形で行うということで、簡単にそのスケジュール等について、再度事務局の方で、簡略で構いませんので、確認していた

できればと思います。

○向井参事官 論点整理について広く意見募集をするということで御了承いただけたということで、7月中旬を目途に、広く意見募集の開始の手続を行いたいと思います。そして8月末に締め切りまして、その意見を取りまとめます。その後、9月から各論会合を開催させていただきたいと思います。

○岸井座長 ということで、こういう形で意見募集をさせていただくということで、募集期間は夏休みですから、ちょうど皆さんがいろいろと検討する時間も取れますので、1か月半程度ということで進めさせていただきたいと思います。

それから、寄せられた意見でありますけれども、なるべく早く事務局の方で取りまとめていただいて、会合で御提示いただくということでお願いします。これは量も膨大になる可能性もありますので、どういう形で皆様に御提示するかは、事務局のほうにお任せいただければと思いますが、これでよろしいでしょうか。

それでは、このような形でよろしく願いいたします。

それから、最後ですけれども、今後の研究会の進め方、スケジュールについて、先ほども少し向会員の質問に対する答えということでお話しいただきましたが、事務局からの説明があったとおりでよいのかどうかということも含めて皆様に御意見をお伺いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

先ほどの説明のような形でよろしいですか。大体9月下旬からスタートして、月2回程度という形で、事務局の心積もりでは大体5回程度ということを考えておりますが、場合によっては、この回数はもしかしたら少し増えるかもしれない。あるいは議論する必要がなかったら回数は減る可能性もなきにしもあらずですけれども、これはやってみないと分からないということですね。

それでは、事務局のほうから特に何かありますか。

では、特にこれで御意見がなければ、今のような形で進めさせていただくことですが、ここで一つ私のほうから御提案がございます。

今後、課徴金と民事損害賠償金、賠償請求との関係について検討する際には、どのような点が具体的に問題になり得るか、その問題を解消するために具体的にどのような制度が望ましいのかについて、調整が必要であるということを以前から御意見を頂いている阿部会員から、議論の際に具体的な御提案を頂ければと考えております。

それから、先ほども御発言いただきました向会員におかれましては、防御権の強化を御提案されているということで、これもその必要性、相当性、強化すべき防御権の具体的な内容、範囲、濫用防止措置等について具体的な提案を行っていただけたらと考えて

おります。

それから、最後に優越的地位の濫用に係る課徴金制度について、望ましい制度の具体案ですが、及川会員が特にこの辺は関心をお持ちだと思いますので、何かありましたら、具体的な御提案をお願いできればと考えています。

いかがでしょうか。よろしいですか。お願いできますでしょうか。

それでは、よろしく願いいたします。

では、大分時間が早目ですけれども、「てにをは」の修正があれば論点整理（案）を修正し、事務局から会員の皆様に電子メールで送信いただきますので、会員の皆様に御確認いただいた上で、取りまとめたいと思います。

ほとんど修正点はないので、「てにをは」の修正にとどまるとは思いますが、御確認いただく期間は意見募集の関係もありますので、短くなる可能性がありますけれども、この点は御了承いただければと思います。

それから、意見募集の進捗状況や今後の具体的なスケジュールについては、事務局から随時御連絡いただきたいと思います。

これでよろしいですね。

それでは、本日の会合の議事概要につきましては、事務局において作成し、近日中に公表させていただきます。別途、議事録を作成し、こちらについては会員の皆様にも御確認いただいた上で、公表することといたします。

それでは、お忙しいところをどうもありがとうございました。これで本日は終了させていただきます。御苦労さまでした。